

折込

建設業一人親方労災組合 “いざという時、安心です”

建設業を行う一人親方は、元請会社が加入している労災保険では補償されません。元請現場の仕事を行う際、一人親方労災の加入が必要な場合があります。また、一人親方労災に加入すれば、治療費全額補償や休業補償などがあり、安心です。

【対 象】

- ・建設業（大工・左官・トビなど）であること
※岡崎労働基準監督署管内（岡崎市・幸田地区）の事業所の方に限ります。
- ・労働者を全く使用しない経営者、事業主、家族従事者

建設業一人親方労災保険に加入



ワコーホームサービス 田上賢二 氏

☎48-3590

建築サービス業を行っています。

事業主・家族従業員も現場で仕事をしますので、受注前から労災保険に加入して現場に入ることを求められますので加入しました。

この保険に加入すれば、治療費全額補償や休業補償などの補償があるので、安心して業務に専念できます。

商工会議所では労災保険だけでなく、記帳や融資などの経営の相談にものってくれます。

身近な相談窓口として今後も活用していきます。

〈お問合せ 担当 松岡・杉野 ☎53-6165・6500〉

小規模企業共済 “節税しながら退職金を積み立て”

税制上のメリット満載の経営者の退職金制度です



味大(有)

代表取締役 岩附 章 氏
☎54-1003

南明大寺町で25年間、和食・宴会料理の飲食店を行っています。

商工会議所で記帳の指導を受け、そこで掛金が全額所得控除でき、所得税・市県民税の両方で大きく節税できる小規模企業共済制度を勧められ加入しました。その後法人成りましたが、個人事業の掛金をそのまま通算手続きできました。また、法人は役員も加入できるので、役員の妻も加入しました。

事業をやめたときは夫婦2人に退職金があり将来の受取が楽しみです。しかも、共済金は退職所得扱いなので退職所得控除があり、税制上のメリット満載の制度です。

個人事業主または会社等の役員の方が事業をやめられたり退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

加入できる方	従業員が20人以下（商業・サービス業では5人以下）の個人事業主及び会社の役員
掛 金	毎月の掛金は、1,000円～70,000円（500円刻み）で、加入後増額・減額できます。

- 国がつくった共済制度だから安心・確実
- 税制上のメリット満載
掛金は全額所得控除。共済金は退職所得（一括受取）扱いまたは公的年金等の雑所得扱い（分割受取）
- 事業資金等の貸付制度も充実

－掛金月額30,000円の場合－

課税される所得金額	加入後の節税額
200万円	56,500円 ※確定申告で、これだけ節税になります。

〈お問合せ 事業革新・創業支援グループ ☎53-6193〉

経営セーフティ共済 “取引先の予期せぬ倒産！そんなときでも慌てず”

- 倒産した取引先との商取引の確認により借入れができます。
 - ・掛金の10倍の範囲内で被害額相当額まで（最高限度3,200万円）
 - ・しかも無担保・無保証人
 - ・通常、18日以内で貸付が実施されます

- 税制面のメリットを活かすと企業経営にも有利！
 - ・掛金は経費または損金に算入できます
 - ・掛捨てではありません

〈お問合せ 事業革新・創業支援グループ ☎53-6193〉

中小企業PL保険制度 “「もしも」のPL事故に備える保険”

2つの柱

1. PL保険制度
商工3団体による中小企業会員のための全国制度です。割安な保険料を実現しています。
2. リコール費用担保特約（任意加入）を新設
改正消費生活用製品安全法により、製品の不具合による重大事故が発生した場合、経済産業省への報告が義務付けられました。企業における対応が一層重要になります。

加入手続き

- 【加入できる方】
中小企業基本法に定められる中小企業者のうち商工会議所の会員である方。
- 【加入タイプ】
てん補限度額 5,000万円、1億円、2億円、3億円の4タイプ（自己負担額1請求あたり3万円）
- 【加入手続き】
損害保険募集代理店、引受け保険会社が行いますので問合せください。

② 新たなビジネスネットワークをつくりたい

④ 経営力を向上させたい

⑥ 福利厚生を充実させたい

⑧ 販路開拓に力をいれたい

⑩ インフォメーション